

総務省行政相談センター

まぐみみ石川

令和5年7月石川県大雨災害による 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和5年7月大雨災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

【本ガイドブックについて】

- ・ 石川行政評価事務所が収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています。
情報は、随時、追加・変更してまいります。
- ・ この冊子の最新版は、石川行政評価事務所ホームページに掲載しています。

URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/ishikawa.html>



【石川行政評価事務所での相談の受付について】

石川行政評価事務所では、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。
お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 行政相談専用ダイヤル：0570-090110（平日 8:30～17:15）
（受付時間外は留守番電話）
- インターネット：右のQRコードからアクセスできます。
URL : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html
- FAX：076-222-5233



※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来庁・対面によるご相談の際は、
手洗い、換気等、感染防止対策にご協力をお願いいたします。

まぐみみ石川



総務省行政相談センター

総務省 石川行政評価事務所

〒920-0024

金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎4階

電話：076-222-5232

FAX：076-222-5233

【ご注意】

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和5年12月27日時点の情報で作成しております。各機関等の支援策等については、随時、追加、変更してまいります。

最新の情報は、石川行政評価事務所ホームページ(下記URL参照)の「【トピックス】〈令和5年7月大雨災害による被災者の皆様への生活支援窓口案内(ガイドブック)〉」に掲載しております。

URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/ishikawa.html>

- 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の令和5年梅雨前線による大雨災害(令和5年7月12日からの大雨による災害)においては、河北郡津幡町が適用を受けています。
- 3 以下のホームページにも大雨災害に係る支援の情報等が掲載されています。

(津幡町) 令和5年7月12日豪雨災害 対応一覧

https://www.town.tsubata.lg.jp/emergency_information/20230712saigai.html

(内閣府) 防災情報のページ お役立ち情報(一般向け)

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_general.html



<前回版(第10版、令和5年11月28日発行)からの主な変更点>

項目	ページ	内容
1 り災証明書の発行	1	・かほく市及び津幡町の申請期限が到来
6 災害ごみの処分	4	・かほく市及び内灘町の使用料減免期限が到来
10 被災者生活再建支援金等の支給	8	・かほく市が被災者生活再建支援補助金を創設
12 災害義援金の配分	9	・項目を追加
○ 令和5年7月7日からの大雨による災害に関する特別相談窓口		・項目の削除

目次



住まいや身の回りのこと

- [1 被災証明書の発行 \(P. 1\)](#)
- [2 被災住宅の応急修理等 \(P. 1\)](#)
- [3 賃貸型応急住宅 \(P. 2\)](#)
- [4 被災住宅の補修や再建に関する相談 \(P. 2\)](#)
- [5 災害に便乗した商法に注意 \(P. 3\)](#)
- [6 災害ごみの処分 \(P. 4\)](#)
- [7 衛生対策 \(P. 5\)](#)



お金のこと

- [8 住宅の建設、補修等の融資 \(P. 6\)](#)
- [9 住宅ローンの返済 \(P. 6\)](#)
- [10 被災者生活再建支援金等の支給 \(P. 7\)](#)
- [11 雇用保険失業給付の支給等 \(P. 9\)](#)
- [12 災害義援金の配分 \(P. 9\)](#)



役所の手続きのこと

- [13 国税の特別措置 \(P. 11\)](#)
- [14 県税の特別措置 \(P. 11\)](#)
- [15 市町税等の特別措置 \(P. 12\)](#)
- [16 後期高齢者医療保険料の納付の猶予等 \(P. 12\)](#)
- [17 介護保険料の納付の猶予等 \(P. 12\)](#)
- [18 公共料金の減免措置等 \(P. 13\)](#)
- [19 補助金の支給 \(P. 13\)](#)
- [20 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が支払えない場合 \(P. 14\)](#)
- [21 登記済証\(権利証\)、登記識別情報を紛失した場合 \(P. 14\)](#)
- [22 自動車に被害を受けた場合 \(P. 15\)](#)



民間の手続きのこと

- [23 火災保険 \(P. 16\)](#)
- [24 生命保険 \(P. 16\)](#)
- [25 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 \(P. 17\)](#)
- [26 法律相談等の窓口 \(P. 17\)](#)



医療・健康のこと

- [27 こころの悩みや健康に関する相談 \(P. 18\)](#)



教育のこと

- [28 日本学生支援機構\(JASSO\)による学生への支援\(奨学金の給付・貸与及び減額返還、返還期限猶予、支援金の支給 \(P. 19\)\)](#)



事業者の方へ

- [29 中小企業者を対象とした相談窓口 \(P. 20\)](#)
- [30 事業者を対象とした相談窓口 \(P. 21\)](#)
- [31 農林漁業関係の災害復興の融資 \(P. 21\)](#)
- [32 セーフティネット保証4号の適用 \(P. 22\)](#)
- [33 既往債務の返済条件緩和等の対応 \(P. 22\)](#)
- [34 小規模企業共済 災害時貸付 \(P. 22\)](#)
- [35 被災事業者再建支援事業費補助金 \(P. 23\)](#)
- [36 被災事業者災害対策資金利子補給支援金 \(P. 24\)](#)



そのほかの情報

- [37 発達障害のある方の支援 \(P. 25\)](#)
- [38 災害ボランティア \(P. 25\)](#)
- [39 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口 \(P. 26\)](#)
- [40 ペット動物に関する相談窓口 \(P. 26\)](#)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が被害にあったことを証明するものです。火災保険の保険金の申請、各種支援策の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 各市町における「り災証明書」の窓口は以下のとおりです。
 - ・ 「り災証明書」は、「住家」が対象で、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
 - ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
 - ・ 市町によっては、住家以外の建物・構築物・自動車・家財などが災害による被害を受けたことの証明として「被災証明書」（市町により「被災届出証明書」「り災届出証明書」の名称）の発行も行っています。

市町	窓口	連絡先等	備考
かほく市	税務課	076-283-1114 (かほく市宇野気二81番地)	・申請期限(令和5年12月15日(金))到来 ・受付時間:平日8:30~17:15 ・住家以外の物件について「被災届出証明書」を発行
津幡町	税務課	076-288-2123 (津幡町字加賀爪二3番地)	・申請期限(令和5年12月15日(金))到来 ・受付時間:平日8:30~17:15 ・やむを得ない事情により、期日までに申請ができない場合は、税務課まで連絡・住家以外の物件について「被災届証明書」を発行
内灘町	住民課	076-286-6701 (内灘町字大学1丁目2番地1)	・受付時間:平日8:30~17:15

[目次に戻る](#)

2 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法が適用された町（河北郡津幡町）において、災害により住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分を、町が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。
- ◆ 1世帯当たり70万6千円（準半壊は34万3千円）が上限となります。
- ◆ 申請期限は、令和5年11月30日(木)です。
- ◆ 工事完了期限は、令和6年1月11日(木)です。
- ◆ 詳しくは津幡町都市建設課（076-288-6703）にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

3 賃貸型応急住宅

- ◆ 災害救助法が適用された町（河北郡津幡町）において、令和5年7月12日の大雨により、ご自宅での居住ができなくなった方は、一時的な住まいとして、民間の賃貸型応急住宅（災害救助法）を利用することができます。
- ◆ 主な対象者（以下のいずれかの方）
 - 1 住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない方
 - 2 半壊（大規模半壊、中規模半壊を含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができない方や、水害によるにおい等の影響で生活が困難な方
 - 3 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶しているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと町長が認める方
 - ※ 1及び2について、上述項目2の応急修理制度を併用する場合には、先に応急修理を申し込むとともに、修理期間が1か月を超えると見込まれることが必要です。
 - ※ 3を除き、「罹災証明書」が必要です。
- ◆ 主な条件
 - ① 不動産仲介業者の斡旋により賃貸された物件であること
 - ② 家賃1か月あたり次の額以下であること（次の額を超過するものは認められず、超過分を個人負担することもできません）
 - ・ 2人以下の世帯：5万円以下
 - ・ 3人又は4人の世帯：8万円以下
 - ・ 5人以上の世帯：10万円以下
 - ③ その他費用について、石川県が指定する条件を満たす物件であること
- ◆ 入居期間は、入居日から2年以内（住宅応急修理制度を併用する場合は発災日（令和5年7月12日）から6か月以内）です。
- ◆ 詳しくは津幡町町民課（076-288-2124）にお問い合わせいただくか、津幡町ホームページ（URL：<https://www.town.tsubata.lg.jp/division/choumin/20230712ooame.html>）をご確認ください。

[目次に戻る](#)

4 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、国土交通大臣から指定を受け、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。補修等の必要性の判断、事業者の紹介、建築士の派遣については、次の窓口にお問い合わせください。

【住まいるダイヤル】0570-016-100（平日10時～17時）

[目次に戻る](#)

5 災害に便乗した商法に注意

- ◆ 大規模災害の後には、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向がありますのでご注意ください。
- ◆ 「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」、本来必要ないのに「〇〇が壊れているから工事が必要」などと契約を迫る業者、「保険金請求代行のコンサルタント料（成功報酬）は、おりた保険金で対応できる」と勧誘する業者とのトラブルが発生するケースがあります。
- ◆ 不審な勧誘や電話を受けた場合やご心配ごとがある場合には、下記の番号までご相談ください。

【消費者ホットライン】

電話：188（市外局番なしの3桁番号）

※ 消費者ホットラインは、原則として、お住まいの地域の窓口（市町の消費生活センターや消費生活相談窓口など）をご案内します。

土日祝日は、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターに電話がつながります（一部地域や年末年始、国民生活センターの建物点検日を除く）。

I P 電話など、一部の電話からはつながりません。

【石川県消費生活支援センター】金沢市幸町12-1 石川県幸町庁舎

電話：076-255-2120

（受付時間 平日 9時から17時、土曜日 9時から12時30分）

【かほく市消費生活センター】かほく市宇野気二81番地 かほく市役所

電話：076-283-7144（受付時間 平日 8時30分から17時15分）

【津幡町消費生活センター】河北郡津幡町字加賀爪二3番地 津幡町役場

電話：076-288-2104（受付時間 平日 9時から17時）

【内灘町消費生活相談窓口】河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 内灘町役場

電話：076-286-6701（受付時間 平日 8時30分から17時15分）

【一般社団法人日本損害保険協会】

電話：0120-309-444

（受付時間 平日 9時から12時、13時から17時（祝日、協会の休業日除く））

- ・「保険を使って無料で修理します」と勧誘を受けた時に
トラブルに遭わないためのポイント（チラシ）



https://www.caa.go.jp/disaster/assets/consumer_policy/cms102_20210310_01.pdf

- 1 まずは**ご自身**で損害保険会社・代理店へ連絡を！
- 2 修理等の依頼時は**契約内容をしっかり確認**

[目次に戻る](#)

6 災害ごみの処分

- ◆ 市町では、災害初期の応急的な対応として、大雨により発生したごみを、指定の場所で受け入れています。
- ◆ お住まいの町（津幡町のみ）で減免申請書の交付を受けると、使用料が減免されます。

<津幡町>

- 1 ごみを車に積んで役場北側駐車場（津幡町字加賀爪二3番地）へ行き、生活環境課窓口を来訪又は役場連絡先へ電話（076-288-6701）
- 2 職員によるごみ確認後、「減免申請書」を受領
- 3 「減免申請書」を持参の上、ご自身でごみ処理場へごみを搬入

- ◆ もえるごみ及びもえないごみ（小型家電、金属等）は、クリーンセンター（河北郡津幡町字領家ル9番地1）へ直接搬入（平日：8時30分～16時、土曜日：8時30分～15時）してください。
- ◆ 災害ごみであっても、受け入れできないごみ（事業系ごみ、産業廃棄物、家電リサイクル対象品、農機具等）があります（下記URL参照）。

https://clean.kahoku.net/gomi_dekinai/

- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	備考
かほく市	防災環境対策課	076-283-7124	・使用料減免期限(令和5年11月30日(木)) 到来 ※ 12月1日(金)以降の持込は有料です。
津幡町	生活環境課	076-288-6701	・減免申請書受付時間:平日 8:30~15:00 ※ 土曜日にごみを搬入する場合は、平日中の減免申請書の受領が必要
内灘町	住民課環境管理室	076-286-6701	・使用料減免期限(令和5年11月30日(木)) 到来 ※ 12月1日(金)以降の持込は有料です。

[目次に戻る](#)

7 衛生対策

- ◆ 災害時には、感染症の拡大リスクが高まります。家屋の清掃で感染症を発生する恐れもありますので、注意しましょう。家屋での感染症対策について、下の資料をご活用ください。
 - 家屋などが浸水した場合の消毒など
 - ・ 一般家屋における洪水・浸水などの水害時の衛生対策と消毒方法（日本環境感染学会HP）
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/suigaiji-guidance_zanteiban.pdf
 - ・ 被災した家屋での感染症対策（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00341.html
 - ・ 水害後の家屋への適切な対応（作成：震災がつなぐ全国ネットワーク）
https://www.city.kahoku.lg.jp/003/329/330/d010764_d/fil/suigai.pdf
 - ・ 床上浸水後の家屋への適切な対応（津幡町ホームページ掲載）
<https://www.town.tsubata.lg.jp/division/seikatsukankyou/浸水被害の対応について（最新）.pdf>
- ◆ かほく市は、大雨等の災害により、感染症予防のために消毒を必要とする方に、被災住宅消毒支援等補助制度により助成を行います。**申請期限は令和6年3月31日(日)**です。詳しくは、（健康福祉課：076-283-7120（かほく市宇野気二71番地2））までお問い合わせください。

対象建物等	被災の内容	助成の内容
住宅	床上浸水	<今後、消毒を希望する場合> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泥撤去、洗浄、乾燥後に感染症対策に係る消毒を無料実施（市による泥上げ、洗浄及びポンプによる水の汲上げ等なし） ・ 区長・町内会長へ申出 <既に消毒を済ませている場合> 感染症対策に係る消毒費を助成（注） (1) 20坪まで27,500円を上限として助成 (2) (1)に加え、1坪ごとに1,100円を上乗せ
	床下浸水	感染症対策に係る消毒費を助成（注） (1) 20坪まで27,500円を上限として助成 (2) (1)に加え、1坪ごとに1,100円を上乗せ ※ 助成の上限額は5万円（(1)+(2)の合計）
事業所・工場	浸水	感染症対策に係る消毒費を助成（注） ・ 消毒費支出額の1/2（ 上限額は5万円 ）

（注）感染症対策に係る消毒費については、いずれの場合も泥上げ、洗浄及びポンプによる水の汲上げ等に係る経費を除く。

- ◆ 各市町では、大雨の流入で被災した家屋の所有者に対し、消毒噴霧器を貸し出します。希望される方は、お申し出ください。

市町	窓口	電話番号	備考
かほく市	健康福祉課	076-283-7120 (かほく市宇野気二71番地2)	・受付時間:平日 8:30~17:15 ・原則、町会区単位 ・住宅、事業所・工場が利用可能
津幡町	生活環境課	076-288-6701 (津幡町字加賀爪二3番地)	・受付時間:平日 8:30~17:15

目次に戻る



お金のこと

8 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方（災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できます。）に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

【住宅金融支援機構 お客様コールセンター】0120-086-353（通話料無料）

受付時間：9時～17時（祝日及び年末年始を除く）

- ・災害復興住宅融資のご案内（簡易版・リーフレット）

<https://www.jhf.go.jp/files/300205170.pdf>



- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

9 住宅ローンの返済

- ◆ 災害救助法が適用された自然災害の影響により、住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、一般社団法人全国銀行協会相談室への問い合わせも可能です。

【全国銀行協会相談室】

ナビダイヤル 0570-017-109 または 03-5252-3772

受付時間：平日9時～17時（祝日及び銀行の休業日を除く）

- ・自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（チラシ）

https://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-gl_leaf.pdf



[目次に戻る](#)

10 被災者生活再建支援金等の支給

1 国・県による支援

- ◆ 自然災害により居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です（被災者生活再建支援法）。
- ◆ 令和5年12月27日時点では、河北郡津幡町がこの制度の適用を受けています。
- ◆ 制度の対象となる被災世帯
令和5年梅雨前線による大雨災害により次の状況となった世帯
 - ① 住宅が「全壊」した世帯
 - ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 - ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
 - ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）
- ◆ 住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。中規模半壊世帯については、「加算支援金」のみ申請可能です。
- ◆ り災証明書、振込口座を確認できる資料、解体証明書（半壊解体世帯の場合）、契約書の写し（加算支援金を申請する場合）等をお持ちの上、中央エントランスホールへお越しください（郵送可）。
- ◆ 詳しくは津幡町総務課（076-288-2120）にお問い合わせいただくか、津幡町ホームページ（[URL: https://www.town.tsubata.lg.jp/division/soumu/20230712ooame01.html](https://www.town.tsubata.lg.jp/division/soumu/20230712ooame01.html)）をご確認ください。

被災者生活再建支援金の支給額

区分	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金		合計		
		(住宅再建方法)	支給額			
2人以上世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円	
			補修	100万円	200万円	
			賃借	50万円	150万円	
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円	
				補修	100万円	150万円
				賃借	50万円	100万円
	中規模半壊世帯	-	建設・購入	100万円	100万円	
				補修	50万円	50万円
				賃借	25万円	25万円
1人世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円	
			補修	75万円	150万円	
			賃借	37.5万円	112.5万円	
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円	
				補修	75万円	112.5万円
				賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊世帯	-	建設・購入	75万円	75万円	
				補修	37.5万円	37.5万円
				賃借	18.75万円	18.75万円

2 市町による支援

(1) 津幡町による支援

- ◆ 津幡町は、住宅が一部損壊以上した方に対して、上述国・県による支援とは別に、独自に津幡町被災者生活再建支援補助金を支給しています。
- ◆ 住宅の被害程度に応じて支給されます。
- ◆ り災証明書、振込口座を確認できる資料、契約書の写し等をお持ちの上、中央エントランスホールへお越しく下さい（郵送可）。
- ◆ 詳しくは津幡町総務課（076-288-2120、津幡町字加賀爪二3番地）にお問い合わせいただくか、津幡町ホームページ（URL：<https://www.town.tsubata.lg.jp/division/soumu/20230712oome02.html>）をご確認ください。

津幡町被災者生活再建支援補助金の支給額

区分		被災者生活再建支援補助金	
		(住宅再建方法等)	支給額
2人以上世帯	半壊	建設・購入	100万円
		補修	50万円
		賃借	25万円
	準半壊		15万円
	一部損壊（床上浸水）		10万円
	一部損壊（床下浸水）		1万円
1人世帯	半壊	建設・購入	75万円
		補修	37.5万円
		賃借	18.75万円
	準半壊		11.25万円
	一部損壊（床上浸水）		7.5万円
一部損壊（床下浸水）		0.75万円	

(2) かほく市による支援

- ◆ **かほく市内の世帯は国・県による被災者生活再建支援金の支給対象とはなっていません**が、市が独自に、住宅が一部損壊以上した方に対して、かほく市被災者生活再建支援補助金を支給しています。
- ◆ 住宅の被害程度に応じて支給されます。
- ◆ 申請書、振込口座を確認できる資料（預金通帳、キャッシュカードの写し等）をお持ちの上、お越しく下さい（郵送可）。
- ◆ 詳しくはかほく市防災環境対策課（076-283-7124、かほく市宇野気二81番地）にお問い合わせいただくか、かほく市ホームページ（URL：<https://www.city.kahoku.lg.jp/001/177/d010813.html>）をご確認ください。

かほく市被災者生活再建支援補助金の支給額

区分		被災者生活再建支援補助金支給額
2人以上世帯	準半壊	15万円
	一部損壊（床上浸水）	10万円
	一部損壊（床下浸水）	1万円
1人世帯	準半壊	11.25万円
	一部損壊（床上浸水）	7.5万円
	一部損壊（床下浸水）	0.75万円

[目次に戻る](#)

1 1 雇用保険失業給付の支給等

- ◆ 災害救助法の適用を受けた町において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特例措置が実施されています。
- ◆ 詳細は、労働局、ハローワーク（職業安定所）までお問い合わせください。

ハローワーク	電話番号	管轄区域
石川労働局職業安定課 (金沢市西念3-4-1駅西合同庁舎5階)	076-265-4427	
金沢公共職業安定所津幡分室 (河北郡津幡町字清水ア66-4)	076-289-2530	かほく市、津幡町、内灘町

[目次に戻る](#)

1 2 災害義援金の配分

- 令和5年7月大雨災害義援金（石川県災害義援金）
 - ◆ 令和5年7月12日からの大雨により被災された方に対して、全国の皆様から寄せられた義援金（注）が、石川県災害義援金配分委員会において決定した基準により、配分されます。
 - （注）石川県、日本赤十字社石川県支部及び石川県共同募金会に寄せられたものです。
 - ◆ 配分対象及び配分金額は下表のとおりです。
 - ◆ 被害区分は、市町が発行するり災証明書の記載内容で確認します。
 - ◆ **申請期限は令和6年3月29日(金)**です。

災害義援金の配分額

被害区分	対象	配分金額
全壊	「全壊」と認定された世帯	一世帯当たり30万円
大規模半壊（注）	「大規模半壊」と認定された世帯	一世帯当たり23万円
中規模半壊（注）	「中規模半壊」と認定された世帯	一世帯当たり15万円
半壊（注）	「半壊」と認定された世帯	一世帯当たり8万円
準半壊	「準半壊半壊」と認定された世帯	一世帯当たり3万円
一部損壊（床上浸水）	床上浸水により「一部損壊」と認定された世帯	一世帯当たり1万円
一部損壊（床下浸水・浸水以外）	床下浸水又は浸水以外の被害により「一部損壊」と認定された世帯	一世帯当たり5千円

（注）やむを得ず解体した場合、「全壊」とみなされる場合（みなし全壊）があります。

- ◆ 詳しくは、市町等の窓口にお問い合わせください。

市町等	窓口	電話番号	備考
石川県	健康福祉部企画調整室	076-225-1412	
金沢市	福祉政策課	076-220-2278	
七尾市	福祉課	0767-53-3625	
小松市	ふれあい福祉課	0761-24-8051	
輪島市	税務課	0768-23-1126	
珠洲市	危機管理室	0768-84-7725	
加賀市	福祉政策課	0761-72-7854	
羽咋市	健康福祉課	0767-22-3939	
かほく市	会計課	076-283-7125	
白山市	財政課	076-274-9512	

市町等	窓口	電話番号	備考
能美市	福祉課	0761-58-2230	
野々市市	企画財政課	076-227-6031	
川北町	総務課	076-277-1111	
津幡町	会計課	076-288-2122	
内灘町	総務課危機管理室	076-286-6720	
志賀町	環境安全課	0767-32-9321	
宝達志水町	健康福祉課	0767-28-5506	
中能登町	税務課	0767-72-3136	
穴水町	管理課危機対策室	0768-52-3770	
能登町	総務課危機管理室	0768-62-8533	

[目次に戻る](#)

2 かほく市豪雨災害義援金の配分

- ◆ 令和5年7月12日からの大雨により被災された方に対して、全国の皆様からかほく市に寄せられた義援金が、かほく市災害義援金配分委員会において決定した基準により、配分されます。
- ◆ 配分対象及び配分金額は下表のとおりです。
- ◆ 上述石川県配分額を合算して口座振込により交付します。
- ◆ 被害区分は、市が発行するり災証明書の記載内容で確認します。
- ◆ 詳しくはかほく市会計課（076-283-7125）にお問い合わせください。
- ◆ **申請期限は令和6年3月29日(金)**です。

災害義援金の配分額

被害区分	対象	配分金額
準半壊	「準半壊半壊」と認定された世帯	一世帯当たり10万円
一部損壊（床上浸水）	床上浸水により「一部損壊」と認定された世帯	一世帯当たり2万4千円
一部損壊（床下浸水・浸水以外）	床下浸水又は浸水以外の被害により「一部損壊」と認定された世帯	一世帯当たり1万5千円

3 津幡町による災害義援金の配分

- ◆ 令和5年7月12日からの大雨により被災された方に対して、全国の皆様から津幡町に寄せられた義援金が、津幡町災害義援金配分委員会において決定した基準により、配分されます。
- ◆ 配分対象及び配分金額は下表のとおりです。
- ◆ 住家被害に該当し、国や津幡町の「被災者生活再建支援金」を申請された方は、申請不要です。災害義援金のみ受取を希望される方は、町へ申請してください。
- ◆ 被害区分は、町が発行するり災証明書の記載内容で確認します。
- ◆ 詳しくは津幡町会計課（076-288-2122）にお問い合わせください。
- ◆ **申請期限は令和6年3月29日(金)**です。

津幡町による災害義援金の配分額

被害区分	対象	配分金額
全壊	「全壊」と認定された世帯	一世帯当たり22万円
大規模半壊（注）	「大規模半壊」と認定された世帯	一世帯当たり16万5千円
中規模半壊（注）	「中規模半壊」と認定された世帯	一世帯当たり11万円
半壊（注）	「半壊」と認定された世帯	一世帯当たり5万5千円
準半壊	「準半壊半壊」と認定された世帯	一世帯当たり2万2千円
一部損壊（床上浸水）	床上浸水により「一部損壊」と認定された世帯	一世帯当たり1万円
一部損壊（床下浸水・浸水以外）	床下浸水又は浸水以外の被害により「一部損壊」と認定された世帯	一世帯当たり5千円

[目次に戻る](#)



役所の手続きのこと

1 3 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
金沢税務署(金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎)	076-261-3221	金沢市、かほく市、河北郡

[目次に戻る](#)

1 4 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税（種別割）等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

名称	電話番号	税の種別	担当区域
金沢県税事務所 (金沢市幸町12-1)	076-263-8831	県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人県民税・法人事業税、鉱区税、狩猟税、軽油引取税（特別徴収義務者に関する事）の課税に関する事	石川県全域
総務部税務課 自動車税グループ (県庁行政庁舎6階) 自動車税グループ分室 (金沢市直江東1-2)	076-225-1273 (自動車税グループ) 076-239-3631 (自動車税グループ分室)	県たばこ税、自動車税（種別割）、核燃料税の課税に関する事	石川県全域

[目次に戻る](#)

1 5 市町税等の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税、保育料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ いずれも **申請期限は令和6年3月31日(日)**です。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	備考
かほく市	税務課市民税係	076-283-1114	市県民税
	税務課資産税係	076-283-1114	固定資産税・都市計画税
	保健医療課保険医療係	076-283-7123	国民健康保険税
	こども家庭課こども園係	076-283-7155	保育料
津幡町	税務課町民税	076-288-2123	町県民税
	税務課固定資産税係	076-288-2123	固定資産税・都市計画税
	税務課国民健康保険係	076-288-7924	国民健康保険税

[目次に戻る](#)

1 6 後期高齢者医療保険料の納付の猶予等

- ◆ 豪雨災害により居住する住宅に損害を受け、後期高齢者医療保険料を納期限までに納付することが困難な場合、一定の期間、納付の猶予や減免等の救済措置を受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	備考
かほく市	保健医療課後期高齢係	076-283-7123	申請期限:令和6年3月31日(日)
津幡町	町民課	076-288-7959	申請期限:令和6年3月31日(日)

[目次に戻る](#)

1 7 介護保険料の納付の猶予等

- ◆ 豪雨災害により居住する住宅に損害を受け、介護保険料を納期限までに納付することが困難な場合、一定の期間、納付の猶予や減免等の救済措置を受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	備考
かほく市	長寿介護課長寿介護係	076-283-7122	申請期限:令和6年3月31日(日)
津幡町	福祉課介護保険係	076-288-2416	申請期限:令和6年3月31日(日)

[目次に戻る](#)

18 公共料金の減免措置等

- ◆ かほく市では、今回の大雨により被災した被災した方に対し、建物や敷地内の清掃に使用された水量相当分として、以下のとおり水道料金・下水道使用料の基本料金を減免（減額）いたします。お客様から減免に係る申請は不要です。

※ 検針時にお客様の郵便受けに投函する検針票には、減免前の金額が表示されています。

※ 罹災証明書等の交付情報をもとに、減額請求します。減免の対象となる料金等を減免処理の前に支払った場合は、減免分の金額を還付します。

- ◆ 詳しくは、市の窓口にお問い合わせください。

市	窓口	電話番号	備考
かほく市	上下水道課	076-283-7106	

- ◆ N H Kでは、災害救助法の適用区域内（河北郡津幡町）で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、届出に基づき、2か月間、受信料が免除になります。詳しくはN H K（0570-077-077（9:00～18:00、固定電話からは市内通話料金）、ご利用になれない場合050-3786-5003（有料））にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

19 補助金の支給

- ◆ かほく市では、豪雨、洪水等によるがけ地災害により、居住する家屋等に被害を受けた方や、災害の原因となったがけ地を所有する方に対し、家屋等の敷地に堆積した土砂、倒木等の障害物除去工事に要する費用の一部が助成されます（かほく市がけ地災害復旧工事補助金）。
- ◆ 津幡町では、応急防災工事（発生したがけ崩れによる被害の拡大を防止するために行う仮設工事で、土砂及び倒木等の障害物除去、その他の応急的な措置のための工事）又は防災工事（がけ崩れによる災害防止のための施設の新設工事又は復旧工事であって、応急防災工事以外のもの）に要する費用の一部が助成されます（津幡町がけ地防災工事費等補助金）。
- ◆ 対象者は、がけ地災害の被害を受けた家屋等に住んでいる方等で、市町税を完納している方及び災害の原因となったがけ地の所有者で、市町税を完納している方です。
- ◆ 対象となるがけ地は、高さ3m以上、傾斜勾配が概ね30度を超える自然がけ地で、住民が実際に住んでいる住宅が建っている場所（畑は対象外）です。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	備考
かほく市	都市建設課	076-283-7104	<u>申請期限：災害で被害を受けた日から、6か月後の月末</u>
津幡町	都市建設課	076-288-6703	<u>補助限度額の引上げ期限：令和6年3月31日(日)まで</u>

[目次に戻る](#)

20

年金手帳などを紛失した場合
国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、日本年金機構ねんきんダイヤル（0570-05-1165（050で始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1165）[月曜 8:30～19:00、火曜～金曜 8:30～17:15、第2土曜 9:30～16:00]）にお問い合わせください。
- ◆ 市町の国民年金担当窓口又は最寄りの年金事務所にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号	管轄区域	
		健康保険・厚生年金保険・国民年金	船員保険
金沢北年金事務所 (金沢市三社町1-43)	076-233-2021	金沢市、かほく市、河北郡	石川県

受付時間：原則、平日8:30～17:15

[目次に戻る](#)

21 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 法務局が発行する情報が、登記済証（権利証）から、登記識別情報に変わっております。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、地方法務局にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
金沢地方法務局 (金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎)	076-292-7810 自動ガイダンスによる案内	金沢市、かほく市、白山市、野々市市、能美郡、河北郡

受付時間：平日8:30～17:15

[目次に戻る](#)

2 2 自動車に被害を受けた場合

- ◆ 被災自動車の所有者に対しては、自動車税（種別割）の減免があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所又は石川県税務課自動車税グループにお問い合わせください。

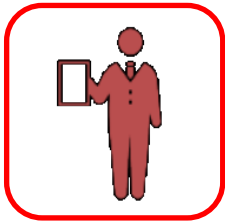
名称	電話番号
金川県税事務所(金沢市幸町12-1)	0 7 6 - 2 6 3 - 8 8 3 1
総務部税務課自動車税グループ(県庁行政庁舎6階)	0 7 6 - 2 2 5 - 1 2 7 3
自動車税グループ分室(金沢市直江東1-2)	0 7 6 - 2 3 9 - 3 6 3 1

- ◆ 被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者は、自動車重量税の還付を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、ナンバープレートを管轄する運輸支局又は軽自動車検査協会の窓口にお問い合わせください。
(石川・金沢ナンバー)

名称	電話番号
石川運輸支局登録相談ヘルプデスク (金沢市直江東1-1)	0 5 0 - 5 5 4 0 - 2 0 4 5
軽自動車検査協会 石川事務所 (金沢市直江東2-123-1)	0 5 0 - 3 8 1 6 - 1 8 5 3

受付時間：平日8:45～11:45、13:00～16:00

[目次に戻る](#)



民間の手続きのこと

2 3 火災保険

◆ 火災保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

- ・ご契約の損害保険会社
- ・一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター

P2「4 災害に便乗した商法
に注意」参照

ナビダイヤル 0570-022-808（IP電話からは076-203-8581）（受付
時間 平日9：15～17：00、祝日・休日・12月30日から1月4日を除く）

証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で
照会できます。

- ・自然災害等損保契約照会センター
フリーダイヤル 0120-501-331（受付時間 平日9：15～17：00、祝日
・休日・12月30日から1月4日を除く）

[目次に戻る](#)

2 4 生命保険

◆ 災害救助法が適用された地域等において、被災等により生命保険契約に関する手
掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせく
ださい。

- ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター
フリーダイヤル 0120-001-731（受付時間 平日9：00～17：00）
- ・かんぽコールセンター
フリーダイヤル 0120-552-950（受付時間9：00～21：00（平日）、
9：00～17：00（土日休日））

◆ 各生命保険会社では、災害救助法が適用された地域の被災契約者の契約につい
て、保険料払込猶予期間の延長や保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速な支払
といった対応を行っていますので、ご契約の保険会社にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

25 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

- ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ゆうちょコールセンター
（受付時間9：00～19：00（平日）、9：00～17：00（土日休日）
フリーダイヤル0120-108-420

<参考>

- ・北陸財務局と日本銀行金沢支店から金融機関等に対して弾力的な対応を要請

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/documents/zaimu20230809.pdf>

[目次に戻る](#)

26 法律相談等の窓口

- ◆ 石川県司法書士会（金沢市新神田四丁目10-18）では、無料電話相談（へるぷネットいしかわダイヤル）を実施しています。

相談窓口：076-292-8133（受付時間 平日10：00～16：00）

- ◆ 法テラス（日本司法支援センター）では、法的トラブルについて、お悩みを整理し、適切な相談窓口のご案内、法律の手続、分からないコトバの解説などを行っています。

また、無料法律相談（収入・資産要件あり）を行っています。

詳細は、法テラスにお問い合わせください。

【法テラス石川】

ナビダイヤル 0570-078349（IP電話等からは050-3383-5477）

（受付時間 平日9:00～17:00）

- ◆ 法テラスの専門オペレーターが、お問い合わせ内容に応じて、法制度や相談機関・団体を紹介します。

【法テラス・サポートダイヤル】

ナビダイヤル 0570-078349（IP電話等からは050-3383-5477）

（受付時間 平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00、日祝日を除く）

[目次に戻る](#)



医療・健康のこと

27 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

名称	電話番号
こころの相談ダイヤル (石川県健康福祉部こころの健康センター) (受付時間 年中無休(24時間、365日))	076-237-2700
石川こころの健康センター(金沢市鞍月東2-6)	
(受付時間 平日8時30分~17時15分)	076-238-5750
(受付時間 平日17時~翌9時、土日・祝日0~24時)	0570-783-780
石川中央保健福祉センター(白山市馬場2-7) (受付時間 平日8時30分~17時45分)	076-275-2250
石川中央保健福祉センター 河北地域センター(河北郡津幡町中橋口1-1) (受付時間 平日8時30分~17時15分)	076-289-2177
よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポートセンター) 24時間通話料無料	0120-279-338
公益社団法人金沢こころの電話 (受付時間 月~水曜日18:00~20:45 木~金曜日18:00~22:45 土曜日 15:00~22:45 日曜日 9:00~22:45 祝日・振替休日 月~水曜日9:00~20:45 木~土曜日9:00~22:45)	076-222-7556

[目次に戻る](#)



教育のこと

28 日本学生支援機構（JASSO）による学生への支援（奨学金の給付・貸与及び減額返還・返還期限猶予、支援金の支給）

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、1）災害救助法適用地域（河北郡津幡町）の世帯の学生に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急採用・応急採用、2）奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出、3）居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生からの支援金の申請を以下のとおり受け付けています。

詳しくは、在学している学校にお尋ねいただくほか、日本学生支援機構のホームページ等でご確認ください。

日本学生支援機構 政策企画部 広報課：03-6743-6011

1 給付奨学金（家計急変採用）、貸与奨学金（緊急採用・応急採用）

- (1) 対象者：災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸与を希望する方（災害救助法の適用地域の世帯の学生）
- (2) 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。

2 奨学金の減額返還・返還期限猶予

- (1) 対象者：災害等により奨学金の返還が困難となった方
- (2) 願出方法：「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構に提出する。

3 JASSO災害支援金

- (1) 対象者：災害により学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上や床上浸水の被害を受けたり、自治体からの避難指示等が1か月以上続いた方（外国人留学生を含む）
- (2) 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。
- (3) 支給額：10万円（返還不要）

[目次に戻る](#)



事業者の方へ

29 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

名称	電話番号
中小企業・小規模事業者支援緊急相談窓口 石川県経営支援課（受付:9:00~17:00）	076-225-1525
株式会社 日本政策金融公庫	
金沢支店（金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル） 中小企業事業 国民生活事業	076-231-4275 0570-045202
小松支店（小松市園町二-1 小松商工会議所ビル） 国民生活事業	0570-045445
認可法人 石川県信用保証協会（金沢市尾山町9番25号）	076-222-1550
株式会社 商工組合中央金庫 金沢支店 （金沢市本多町3-1-25）	076-221-6141
珠洲商工会議所（珠洲市飯田町1-1-9）	0768-82-1115
輪島商工会議所（輪島市河井町20-1-1） 門前町商工会（輪島市門前町走出6-69）	0768-22-7777 0768-42-0360
七尾商工会議所（七尾市三島町70-1） 能登鹿北商工会（七尾市中島町川崎又50-1）	0767-54-8888 0767-66-0001
金沢商工会議所（金沢市尾山町9-13） 森本商工会（金沢市森本町木59-1）	076-263-1151 076-258-0276
白山商工会議所（白山市西新町159-2） 美川商工会（白山市美川中町ソ58） 鶴来商工会（白山市鶴来下東町26） 白山商工会（白山市上野町ヤ74）	076-276-3811 076-278-3328 076-273-2211 076-254-2828
小松商工会議所（小松市園町二の1）	0761-21-3121
加賀商工会議所（加賀市大聖寺菅生口17-3） 山中商工会（加賀市山中温泉西桂木町ト51）	0761-73-0001 0761-78-3366
能美市商工会（能美市寺井町ヨ47）	0761-58-4230
かほく市商工会（かほく市高松ク42-1）	076-282-5661
羽咋市商工会（羽咋市旭町ア139）	0767-22-1393
野々市市商工会（野々市市白山町8-16）	076-246-1242
中能登町商工会（中能登町井田に部50番地）	0767-76-1221
穴水町商工会（穴水町字川島イ25番地1）	0768-52-0516
能登町商工会（能登町字宇出津ヲ字1番地12）	0768-62-0181
川北町商工会（川北町壺ツ屋93）	076-277-2133

名称	電話番号
宝達志水町商工会(宝達志水町河原ト120ネクサス内)	0767-28-2301
津幡町商工会(津幡町清水チ326-3)	076-288-2131
内灘町商工会(内灘町鶴ヶ丘2丁目161)	076-286-4200
富来商工会(志賀町富来領家町甲10)	0767-42-2562
志賀町商工会(志賀町高浜町二の13-1)	0767-32-1002
特殊法人 石川県商工会連合会(金沢市鞍月2-20)	076-268-7300
石川県中小企業団体中央会 (石川県地場産業振興センター新館5階)	076-267-7711
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北陸本部 (石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル 10階)	076-223-5546
中小企業庁 石川県よろず支援拠点 (公財)石川県産業創出支援機構 (石川県地場産業振興センター新館)	076-267-6711
全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
中部経済産業局 産業部 中小企業課	052-951-2748

[目次に戻る](#)

30 事業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた事業者を対象に、資金繰り等についての相談窓口が設置されています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

名称	電話番号
津幡町商工会	076-288-2131
北國銀行津幡支店	076-289-2125
北陸銀行津幡支店	076-288-3311
金沢信用金庫津幡支店	076-288-5711
のと共栄信用金庫津幡支店	076-289-4151

[目次に戻る](#)

31 農林漁業関係の災害復興の融資

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に融資や返済についての相談窓口を設置しています。

名称	電話番号
株式会社 日本政策金融公庫 金沢支店農林水産事業 (金沢市南町6-1朝日生命金沢ビル)	076-263-6471

[目次に戻る](#)

3 2 セーフティネット保証 4号の適用

- ◆ 災害救助法が適用された河北郡津幡町において、大雨災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号が適用されています。詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。

○ 内容（保証条件）

- ① 対象資金：経営安定資金
- ② 保証割合：100%保証
- ③ 保証限度額：2億8,000万円（無担保：8,000万円、普通2億円）
- ④ 保証人：原則第三者保証人は不要

名称	電話番号
認可法人 石川県信用保証協会（金沢市尾山町9番25号）	076-222-1550

[目次に戻る](#)

3 3 既往債務の返済条件緩和等の対応

- ◆ 国から、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続の迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の大雨災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請される予定です。詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

名称	電話番号
株式会社 日本政策金融公庫 金沢支店（金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル） 中小企業事業	076-231-4275
株式会社 商工組合中央金庫 金沢支店 （金沢市本多町3-1-25）	076-221-6141
認可法人 石川県信用保証協会（金沢市尾山町9番25号）	076-222-1550

[目次に戻る](#)

3 4 小規模企業共済 災害時貸付け

- ◆ 中小企業基盤整備機構は、今般の大雨災害により被害を受けた河北郡津幡町において事業を営む事業者に対し、原則として即日かつ低利でお借入れ可能な災害時貸付けを適用しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

名称	電話番号
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済事業グループ 小規模共済融資課	03-3433-8811(代)
株式会社 商工組合中央金庫 金沢支店 （金沢市本多町3-1-25）	076-221-6141

※ 借入申込手続を行う機関です。

[目次に戻る](#)

3 5 被災事業者再建支援事業費補助金

- ◆ 石川県は、令和5年7月12日からの大雨による災害で被災した石川県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者等に対して、石川県被災事業者再建支援事業費補助金を交付し、事業所の復旧等を支援しています（対象事業者の要件あり）。公募期間は令和5年10月27日(金)まで、事業期間は令和6年1月19日(金)です。詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

1 内容

項目	区分	中小企業等	小規模事業者等
補助対象経費		1 施設・設備の復旧に関する費用 （施設・設備の修繕費、設備購入費等） 2 生産性向上・販路開拓に関する費用 （施設の改装費、試作開発費等）	
補助率		2分の1	3分の2
補助上限額		200万円	200万円

（注）審査の結果、不採択となった場合は、補助金は交付されません。

2 問い合わせ先

窓口	電話番号	備考
石川県商工労働部経営支援課	076-225-1525	
津幡町商工会	076-204-6824	
内灘町商工会	076-204-6825	
かほく市商工会	076-204-6822	

- ◆ また、津幡町では、石川県被災事業者再建支援事業費補助金の交付を受けた又は受けることが確定している津幡町に事業所がある事業者に対して、津幡町被災事業者再建支援事業費補助金を交付し、事業所の復旧や事業の再開を支援しています（対象事業者の要件あり）。申請期間は、令和6年3月29日(金)までです。詳しくは、津幡町産業振興課商工観光係（電話：076-288-6704）にお問い合わせください。

○ 内容

項目	区分	中小企業等・小規模事業者等
補助対象経費		県の補助対象経費（注）として認められた額から、県補助金額を減じた額
補助率		県補助金における事業者負担額の3分の1
補助上限額		1事業者当たり100万円

（注）県の補助対象経費とは、石川県被災事業者再建支援事業費補助金の交付対象経費として認められたものです。

[目次に戻る](#)

3 6 被災事業者災害対策資金利子補給支援金

◆ 津幡町は、町内における事業、経済活動の回復を図るため令和5年7月の豪雨災害により被害を受け、国等が行う災害関係融資を実行された事業者に対し、利子分を支援します。詳しくは、津幡町産業振興課商工観光係（電話：076-288-6704）にお問い合わせください。

1 支援対象となる災害関係融資

- 日本政策金融公庫 災害復旧貸付
- 商工組合中央金庫 商工中金独自の災害復旧資金
- 中小企業基盤整備機構 小規模企業共済 災害時貸付

2 交付対象者

次の(1)から(5)の要件を全て満たすこと。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社及び個人
- (2) 令和5年7月12日以前から町内に事業所を有していること。
- (3) 町内の事業所が被災していること。
- (4) 令和5年8月9日から令和6年3月31日までの期間に、上記の機関と直接契約を締結し、かつ融資が実行されていること。
- (5) 現に事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること。

※ 以下に該当する場合、支援の対象となりません。

- 国、県及び他の団体等から同じ目的の補助金を受けている
- 公序良俗に反する事業を営んでいる
- 公的な資金の用途として、社会通念上、不適切であると判断される事業を営んでいる
- 法人格がない任意団体

3 補助金額

初回の利子支払月から連続する最大3年間分で上限300万円

※ 1会計年度における上限額は100万円

4 申請期限：申請する会計年度の3月末日

5 申請受付：津幡町産業振興課商工観光係

[目次に戻る](#)



そのほかの情報

37 発達障害のある方の支援

- ◆ 発達障がい児・者及びご家族の方を対象に、困りごとについて相談、支援を行っています。

詳細は、以下の相談窓口へご相談ください。

センター名	電話番号	管轄区域
石川県発達障害者支援センター (金沢市鞍月東2-6 石川県こころの健康センター内)	076-238-5557	石川県内
発達障害者支援センター パース (金沢市福久東1-56 オフィスオーセド2階)	076-257-5551	石川県内
石川県教育センター 教育相談課 特別支援教育担当 (金沢市高尾町ウ31-1)	076-298-1729	石川県内
石川県中央児童相談所 (金沢市本多町3-1-10)	076-223-9553	かほく市以南

[目次に戻る](#)

38 災害ボランティア

- ◆ 災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、津幡町社会福祉協議会（076-288-6276）までお問い合わせください。

- ◆ 現在の状況

町	ボランティアによる支援の 依頼窓口（被災者の方）	ボランティア活動への 参加に関する問合せ先
津幡町	災害ボランティアセンター ※ 派遣依頼の受付は、 <u>R5. 8. 5(土)15:00</u> で終了	災害ボランティアセンター ※ <u>R5. 8. 12(土)</u> で <u>すべての依頼が完了</u>

[目次に戻る](#)

39 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口

- ◆ 総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、その結果を公表しています（平成29年9月8日）。

調査においては、

- ① 災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接触れると感電の危険性があること、
- ② パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であること

とされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。

○ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html

総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）

電話：03-5253-5450（直通）

- ◆ 被災した太陽光発電システムの取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。

○ https://www.jpea.gr.jp/wp-content/uploads/160415r_jpea.pdf

一般社団法人 太陽光発電協会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-Nビル8F

電話：03-6268-8544

また、被災した太陽光発電設備の保管等について、注意喚起がなされています。

○ http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/04_180706_solar.pdf

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

電話：03-5521-8358（内線6825）

[目次に戻る](#)

40 ペット動物に関する相談窓口

- ◆ 迷子になったペットに関する相談、飼い主不明のペットの保護情報、その他ペットの飼育全般の相談を受け付けています。

相談窓口	連絡先	管轄区域
石川中央保健福祉センター河北地域センター（河北郡津幡町中橋口1-1）	076-289-2177	かほく市、津幡町、内灘町

[目次に戻る](#)